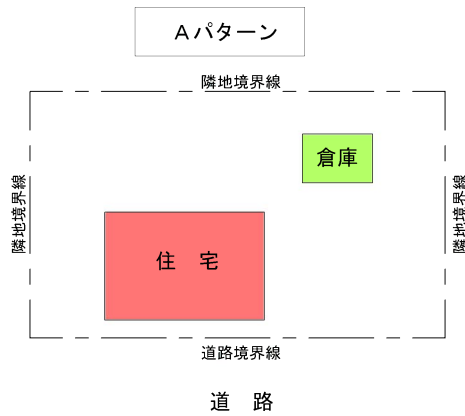


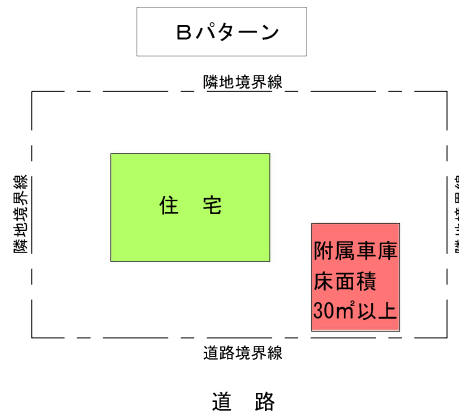
老朽危険空家に該当する事例

次の要件を全て満たしている場合

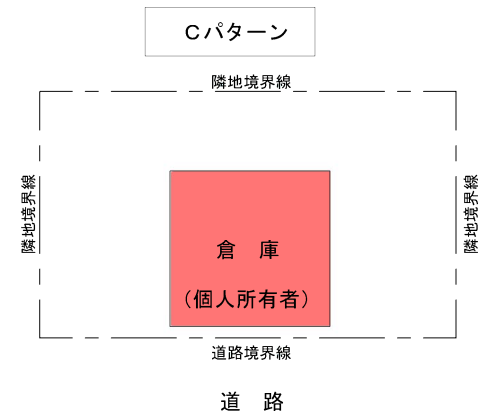
- ・1年以上居住、その他の使用がなされていない
- ・主として居住の用に使用された建築物（併用住宅の場合、延べ面積の1/2以上を居住の用途に使用するもの）
- ・主たる構造が木造または鉄骨造である
- ・建築物の軒の高さが、建築物の敷地内の位置と隣地との境界線または道（一般の交通の用に供するもの）との境界線の距離を超える建築物
- ・「空家の不良度・危険度」の評点の合計が100点以上



Aパターン 判定：○ 補助対象建築物です
※ただし、敷地内の建築物全てを解体すること



Bパターン 判定：× 補助対象建築物ではありません
(居住の用に使用する建築物ではないため)



Cパターン 判定：× 補助対象建築物ではありません
(居住の用に使用する建築物ではないため)

【凡例】



補助検討建築物



その他の敷地内建築物



敷地（都市計画区域内外共）